

令和8年8月から

高額療養費制度が見直されます

～でも、当組合の独自の付加給付制度で安心です！～

長期間にわたり高額な医療を受ける方の負担を軽減するため、
高額療養費制度に「年間の自己負担の上限（年間上限）」が新設されます。



♡ ご安心ください！

当組合は独自の付加給付制度があるため、
多くの加入者の方は
今回の年間上限新設による
影響は限定的です。

今後も、皆さまの医療費負担の軽減に
努めてまいります。

① 今回の見直しのポイント

① 自己負担限度額（1か月ごと）が一部引き上げられます

所得区分に応じて、1か月の自己負担限度額が引き上げられます。
（70歳未満の方が対象）



これまでどおり、
高額療養費制度により
医療費の負担が軽減されます。

② 年間上限（年間の自己負担の上限）が新設されます

毎月の高額療養費を利用しても、1年間（8月～翌年7月）の
自己負担額が一定額を超えた場合、その超えた額が後日、
支給されます（申請が必要です）。

※詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。

② 当組合の付加給付制度がしっかりサポートします

当組合では、法定の高額療養費制度に加え、独自の付加給付制度を実施しています。

① 法定 高額療養費



自己負担限度額を
超えた額を
公的制度で給付

② 付加給付 （一部負担還元金・家族療養費付加金）



法定給付後の
自己負担額から、
さらに当組合が給付

③ 最終的な 自己負担額



所得区分等に応じた
当組合の基準額まで
軽減されます

✓ だから、多くの方は安心！

当組合の付加給付により、最終的な自己負担額は
これまでと大きく変わりません。

年間上限の対象となるのは、
非常に高額な医療費が長期間続くごく一部の方です。



ご不明な点があれば、お気軽に当組合までお問い合わせください。

年間上限のイメージ（所得区分：年収 約 370万円～約 770万円の方の場合）

<例> 毎月の高額療養費適用後の自己負担額が70,000円だった場合

これまで（年間上限なし）

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円

1年間の自己負担額の合計 560,000円

令和8年8月から（年間上限 53万円）が新設

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円

1年間の自己負担額の合計 560,000円

年間上限額 530,000円

超えた額
30,000円を
後日支給
（申請が必要です）

※所得区分により年間上限額は異なります。 ※医療費・受診状況により、半年間上限の対象とならない場合もあります。

詳しくは当組合ホームページをご覧ください



ロートグループ健康保険組合を検索！

ロートグループ健康保険組合

検索



医療費の負担を
できる限り軽減



分かりやすい
情報提供



丁寧な
サポート対応

制度改正の詳細については、
当組合のホームページで
ご案内しています。

♡ ロートグループ健康保険組合は、今後も加入者の皆さまの健康を支え、医療費負担の軽減に努めてまいります。